

動物実験に関する自己点検・評価報告書

東北医科大学

令和 7 年 1 月

## I. 規程及び体制等の整備状況

## 1. 機関内規程

## 1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程を定めている。
- 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程を定めていない。

## 2) 自己点検の対象とした資料

- ・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験委員会内規（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）

## 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「飼養保管基準」という）と文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下「基本指針」という）に則って、東北医科薬科大学動物実験規程、同動物実験委員会内規が定められている。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 2. 動物実験委員会

## 1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。
- 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会を設置していない。

## 2) 自己点検の対象とした資料

- ・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験委員会内規（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験委員会組織図
- ・動物実験委員会名簿

## 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- ・飼養保管基準および基本指針に適合した動物実験委員会が設置されている。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

## 1) 評価結果

<p>■ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。</p> <p>□ 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>□ 動物実験の実施体制を定めていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）</li><li>・東北医科薬科大学動物実験委員会内規（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）</li><li>・様式1)動物実験計画承認申請書</li><li>・様式2)動物実験計画（変更・追加）承認申請書</li><li>・様式3)動物実験計画（終了・中止）報告書</li><li>・様式4)動物実験実施結果報告書</li><li>・様式5)実験動物飼養保管施設設置承認申請書</li><li>・様式6)実験室設置承認申請書</li><li>・様式7)施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届</li><li>・様式8)動物実験の自己点検票</li><li>・様式9)実験動物飼養保管状況の自己点検票</li><li>・各種申請書等作成要領</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・動物実験に必要な動物実験規程及び各種申請様式等が適正に定められている。</li></ul>
<p>4) 改善の方針、達成予定期</p> <p>特になし。</p>

#### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

（遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか？）

<p>1) 評価結果</p> <p>■ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。</p> <p>□ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>□ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。</p> <p>□ 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月20日改正）</li><li>・東北医科薬科大学遺伝子組換え生物等の使用規程（平成23年4月1日制定、令和6年3月20日改正）</li><li>・東北医科薬科大学バイオセーフティ管理規程（平成31年4月1日制定、令和6年1月1日改正）</li><li>・東北医科薬科大学病原体等取扱要領（平成31年4月1日制定）</li><li>・放射線障害予防規程（昭和57年6月1日制定、令和5年10月1日改正）</li></ul>

- ・放射線障害予防規程使用細則等（昭和57年6月1日制定、令和6年2月1日改正）
- ・ラジオアイソトープ利用の手引き
- ・東北医科薬科大学における化学物質管理および使用に関するガイドライン
- ・東北医科薬科大学安全衛生管理規程（平成元年12月16日制定、令和6年3月20日改正）
- ・実験動物センター規程（平成元年4月1日制定、平成30年4月1日改正）
- ・小松島キャンパス実験動物センター利用規程（平成18年4月1日制定、平成30年4月1日改正）
- ・福室キャンパス福室動物室利用規程（平成30年4月1日制定）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

- ・動物実験、遺伝子組換え実験、感染実験等に関する規程が定められており適正に実施されている。
- ・各種安全管理に関する委員会及び支援組織が、研究者等に対して適正な安全管理の指導、助言、講習会等を行っている。

4) 改善の方針、達成予定期

特になし。

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

（機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月20日改正）
- ・様式5)実験動物飼養保管施設設置承認申請書
- ・様式6)実験室設置承認申請書
- ・様式7)施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届
- ・様式9)実験動物飼養保管状況の自己点検票
- ・各種申請書等作成要領
- ・実験動物センター規程（平成元年4月1日制定、平成30年4月1日改正）
- ・小松島キャンパス実験動物センター利用規程（平成18年4月1日制定、平成30年4月1日改正）
- ・福室キャンパス福室動物室利用規程（平成30年4月1日制定）
- ・RIセンター動物飼育室の利用方法

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- ・飼養保管施設等の設置と廃止に関する要件が動物実験規程等に定められており、確認に必要な各種書式等も適切に定められている。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

## II. 実施状況

## 1. 動物実験委員会

（動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか？）

## 1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

- ・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験委員会内規（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・令和6年度動物実験計画一覧
- ・令和6年度動物実験委員会開催一覧
- ・令和6年度動物実験委員会議事録（審査記録）
- ・令和6年度動物実験委員審査チェックシート（審査記録）
- ・令和6年度飼養保管施設・実験室設置承認申請および廃止届一覧

## 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

・東北医科薬科大学動物実験規程等に基づいて、学長の諮問機関として委員会を開催し、関連事項に  
関して審議した。令和6年度は計7回（web/持ち回り審議を含む）開催し、動物実験計画書のべ82件  
(変更申請含む)について審査した。

以上のことより、関連規定に基づき適正な委員会活動を実施していると判断した。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 2. 動物実験の実施状況

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか？）

## 1) 評価結果

<p>■ 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。</p> <p>□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>□ 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和6年度動物実験計画一覧</li><li>令和6年度動物実験実施結果の集計一覧</li><li>令和6年度動物実験計画承認申請書</li><li>令和6年度動物実験計画（変更・追加）承認申請書</li><li>令和6年度動物実験計画（終了・中止）報告書</li><li>令和6年度動物実験実施結果報告書</li><li>令和6年度動物実験の自己点検票</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>動物実験計画書を審査し、学長の承認を得るとともに、動物実験実施経過報告書と動物実験の自己点検票により動物実験の実施状況を把握した。</li><li>令和6年度動物実験計画（終了・中止）報告書・実施結果報告書および動物実験の自己点検票は100%の提出を受けている。</li></ul> <p>以上のことより、動物実験の実施状況は適切であると判断した。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

### 3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

（当該実験が安全に実施されているか？）

<p>1) 評価結果</p> <p>■ 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。</p> <p>□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p>□ 多くの改善すべき問題がある。</p> <p>□ 該当する動物実験を行っていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和6年度 安全管理に注意を要する計画一覧</li><li>令和6年度動物実験実施結果の集計一覧</li><li>令和6年度動物実験計画承認申請書</li><li>令和6年度動物実験計画（変更・追加）承認申請書</li><li>令和6年度動物実験計画（終了・中止）報告書</li><li>令和6年度動物実験実施結果報告書</li><li>令和6年度動物実験の自己点検票</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度実験動物飼養保管状況の自己点検票</li><li>・令和6年度遺伝子組換え動物使用実験承認一覧表</li><li>・遺伝子組換え生物等の使用実験計画書等</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法令点検が必要となる機器の点検に関しては、担当部署が適切な対応を行っている。</li><li>・安全管理を有する実験に関しては各種安全管理に関する委員会および支援組織が研究者等に対して適正な安全管理指導助言を行っている。</li><li>・動物実験実施場所が法令等に適した実験実施場所であるかについては、動物実験委員会事務が動物実験計画承認申請書を精査し、適合していることを確認した。また、動物感染実験を行う場合にも、同様に適合していることを確認した。</li><li>・放射線及び放射性同位元素等を使用する場合は、RIセンター職員指導のもと決められた施設で実験が行われている。</li></ul> <p>以上のことから、各規程に基づいた管理が徹底され、安全管理を要する動物実験が適正に実施されていると判断した。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし。</p>

#### 4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</li><li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li><li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</li></ul>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実験動物飼養保管・実験室一覧</li><li>・令和6年度実験動物の飼養保管状況一覧</li><li>・実験動物飼養保管施設設置承認申請書</li><li>・実験室設置承認申請書</li><li>・令和6年度実験動物飼養保管状況の自己点検票</li><li>・小松島キャンパス実験動物センター利用規程（平成18年4月1日制定、平成30年4月1日改正）</li><li>・福室キャンパス福室動物室利用規程（平成30年4月1日制定）</li><li>・RIセンター動物飼育室の利用方法</li><li>・微生物モニタリング記録等</li></ul>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度実験動物飼養保管状況の自己点検票は100%の提出を受けており、その内容について大き</li></ul>

な問題は見つからなかった。

- ・持続的に動物を飼育している飼養保管施設においては、微生物モニタリング検査を年4回実施しており、適正な感染症対策、衛生管理に努めている。

以上のことから、実験動物の飼養保管状況は適切であると判断した。

#### 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

### 5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

#### 1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・令和6年度実験動物の飼養保管状況一覧
- ・実験動物飼養保管施設設置承認申請書
- ・実験室設置承認申請書
- ・令和6年度実験動物飼養保管状況の自己点検票
- ・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届
- ・令和6年度東北医科薬科大学建物管理業務（該当箇所の定期点検記録）
- ・令和6年度自主点検報告書（実験動物センター、福室動物室）

#### 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- ・令和6年度において飼養保管施設の設置・廃止申請はなかった。
- ・実験動物飼養保管状況の自己点検票の提出によって、各施設の維持管理の把握を行っており、適切な運用を確認した。
  - ・飼養保管施設等の空調・給排水・電気設備・熱源設備等は担当部署により定期的に点検整備を行なっており、随時機器の修繕・交換も実施しており、施設及び設備機器の維持管理は適正に実施されている。

以上のことから、飼養保管施設等は適正に維持管理されていると判断した。

#### 4) 改善の方針、達成予定時期

設置承認より時間が経過しているため、次年度以降、委員会による現地訪問調査を行い、指導助言を行う。

## 6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

## 1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

- ・令和6年度教育訓練の実施記録一覧
- ・令和6年度動物実験に関する教育訓練講習会資料
- ・実験動物管理者の教育訓練受講証

## 3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- ・動物実験実施者・飼養者等には基本指針と飼養保管基準に適合した内容で教育訓練を適正に実施している。
  - ・実験動物管理者の教育訓練については、公私立大学実験動物施設協議会の教育・研修委員会が主催する実験動物管理者の教育訓練及び日本実験動物学会実験動物管理者研修制度委員会が主催する実験動物管理者等研修会に施設職員を派遣している。
- 以上のことから、教育訓練は適正に実施されていると判断した。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

## 1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

- ・東北医科薬科大学動物実験規程（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験委員会内規（平成22年3月20日制定、令和6年3月29日改正）
- ・東北医科薬科大学動物実験に関する自己点検・評価報告書
- ・動物実験に関する関連情報
- ・東北医科薬科大学ホームページ（情報公開のページ）

## 3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- ・大学の情報公開ホームページに動物実験に関する自己点検・評価報告書をはじめとして、動物実験に関する関連情報、動物実験規程、緊急時対応マニュアル、外部評価報告書等の情報を公開してい

る。

以上のことから、関連事項の情報公開は適切であると判断した。

#### 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

### 8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

- ・動物実験委員会は、各学部から委員を選出し両学部の専門的視点から隨時学内 LAN（共有フォルダ）を用いて、動物実験計画承認申請書等の審査を実施している。また、必要に応じて当該申請者に委員長がヒアリングを行い、適正な動物実験の遂行に努めている。
- ・動物実験における苦痛度のカテゴリーについては、実中研の実験処置コード表を参考に作成しており、苦痛度検索コード表を用いて判断を行なっている。コード表については、適宜見直しを図っている。
- ・動物実験計画承認申請書作成の際は、動物の苦痛軽減に注意を払い、排除の方法について、苦痛のカテゴリーDを選択した場合は、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントについて詳細に、状況が選択・記載できるよう工夫した様式を取り入れ、実験責任者等の人道的エンドポイントに対する認識強化及び審査に勤めている。